

## 6. 上半期基金等変動計算書

(単位:百万円)

	基金等														基金等 合計
	基金	基金 償却 積立金	再評価 積立金	剰余金										剰余金 合計	
				損失 てん補 準備金	その他剰余金										
					基金 償却 準備金	価 格 変 動 積立金	退 職 給 与 積立金	社会厚生 事業増進 積立金	不動産 圧縮 積立金	特 別 準備金	別 途 積立金	中 間 未 処 分 剰余金			
直前事業年度末残高	120,000	230,000	452	5,488	69,000	15,264	1,790	448	19,320	2,000	85	189,830	303,228	653,680	
中間会計期間中の変動額															
基金の募集	60,000													60,000	
社員配当準備金の積立												△155,339	△155,339	△155,339	
損失てん補準備金の積立				471								△471	—	—	
基金償却積立金の積立		60,000												60,000	
基金利息の支払												△1,614	△1,614	△1,614	
中間純剰余												98,261	98,261	98,261	
基金の償却	△60,000													△60,000	
基金償却準備金の積立					31,000							△31,000	—	—	
基金償却準備金の取崩					△60,000								△60,000	△60,000	
退職給与積立金の積立							175					△175	—	—	
社会厚生事業増進積立金の積立								600				△600	—	—	
社会厚生事業増進積立金の取崩								△379				379	—	—	
不動産圧縮積立金の積立									629			△629	—	—	
土地再評価差額金の取崩												△6,120	△6,120	△6,120	
基金等以外の項目の中間会計期間 中の変動額(純額)															
中間会計期間中の変動額合計	—	60,000	—	471	△29,000	—	175	220	629	—	—	△97,311	△124,813	△64,813	
中間会計期間末残高	120,000	290,000	452	5,959	40,000	15,264	1,966	669	19,950	2,000	85	92,519	178,414	588,867	

(単位:百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
直前事業年度末残高	1,833,814	—	69,697	1,903,512	2,557,193
中間会計期間中の変動額					
基金の募集					60,000
社員配当準備金の積立					△155,339
損失てん補準備金の積立					—
基金償却積立金の積立					60,000
基金利息の支払					△1,614
中間純剰余					98,261
基金の償却					△60,000
基金償却準備金の積立					—
基金償却準備金の取崩					△60,000
退職給与積立金の積立					—
社会厚生事業増進積立金の積立					—
社会厚生事業増進積立金の取崩					—
不動産圧縮積立金の積立					—
土地再評価差額金の取崩					△6,120
基金等以外の項目の中間会計期間 中の変動額(純額)	△33,412	1	5,983	△27,426	△27,426
中間会計期間中の変動額合計	△33,412	1	5,983	△27,426	△92,240
中間会計期間末残高	1,800,402	1	75,681	1,876,085	2,464,952

注記事項  
(貸借対照表関係)

平成 18 年度 上半 期末

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については9月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび関連法人等が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については9月中の市場価格等の平均、それ以外については9月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

(3) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は、建物については定額法により、その他の有形固定資産については定率法によっております。

(4) 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

(5) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式は除く)は、9月末日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

(6) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,695百万円であります。

② 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当中間期末において発生したと認められる額を計上しております。

なお、当中間期末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。

③ 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、保険業法施行規則第24条の4の規定に基づく引当金であり、債権流動化に関し将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

④ 価格変動準備金

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に準じて算出した額を計上しております。

平成 18 年度 上半 期末

(7) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当中間期に費用処理しております。

(9) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算してあります。

①標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成 8 年大蔵省告示第 48 号)

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

(10) 税効果会計に関する事項

中間期に係る法人税及び住民税ならびに法人税等調整額は、当期において予定している剰余金処分方式による社員配当準備金、不動産圧縮積立金の積立てまたは取崩しを前提として、当中間期に係る金額を計算しております。

2. 会計方針の変更

(1) 当中間期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成 17 年 12 月 9 日 企業会計基準第 5 号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成 17 年 12 月 9 日 企業会計基準適用指針第 8 号)を適用しております。なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、2,464,950 百万円であります。

(2) 保険業法施行規則別紙様式が改正されたことにより、以下のとおり表示方法を変更しております。

①前中間期において区分掲記していた「不動産及び動産」は、当中間期からは「有形固定資産」として表示しております。

②前中間期において「その他資産」に含めていた「無形固定資産」は、当中間期からは「無形固定資産」として区分掲記しております。なお、前中間期において「その他資産」に含めていた「無形固定資産」は 69,786 百万円であります。

③前中間期において区分掲記していた「株式等評価差額金」は、当中間期からは「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額は、480,707 百万円であります。

4. 保険業法第 118 条の規定による特別勘定の資産の額は、815,944 百万円であります。

なお、同勘定の負債の額も同額であります。

5. 上半期報告貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、リース契約により使用している重要なその他の有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。

6. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

前年度末現在高	423,426 百万円
前年度剰余金よりの繰入額	155,339 百万円
当中間期社員配当金支払額	108,040 百万円
利息による増加等	192 百万円
当中間期末現在高	470,918 百万円

7. 保険業法第 60 条の規定により基金を 60,000 百万円新たに募集いたしました。

8. 基金 60,000 百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第 56 条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。

9. 担保に供されている資産の額は、有価証券 31,235 百万円であります。

10. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3 ヶ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、34,496 百万円であります。

なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は 1,773 百万円、延滞債権額は 4,800 百万円であります。上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額 2,637 百万円、延滞債権額 58 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由または同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。

## 平成 18 年度 上半 期末

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額はありません。

なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3 ヶ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は 27,923 百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および 3 ヶ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

11. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券(現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む)の貸借対照表価額は、443,816 百万円であります。

12. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、14,761 百万円であります。

13. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 100,000 百万円を含んでおります。

14. その他負債には、債券貸借取引に伴う受入担保金 309,036 百万円を含んでおります。

15. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第 140 条第 5 項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当中間期末における当社の今後の負担見積額は 3,148 百万円であります。

なお、当該負担金は抛出した年度の事業費として処理しております。

16. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当中間期末における当社の今後の負担見積額は 62,301 百万円であります。

なお、当該負担金は抛出した年度の事業費として処理しております。

17. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 12 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、平成 16 年 1 月 1 日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 平成 13 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第 5 号に定める「鑑定評価」に基づいて算出

18. 子会社等の株式等は、184,026 百万円であります。

19. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という)の金額は 435 百万円、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の金額は 823 百万円であります。

注記事項  
(損益計算書関係)

平成 18 年 度 上 半 期

1. 会計方針の変更

保険業法施行規則別紙様式が改正されたことにより、当中間期から損益計算書の末尾を中間純剰余としております。

2. 子会社等との取引による収益の総額は、5,523 百万円、費用の総額は、17,728 百万円であります。

3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 13 百万円、株式等 6,566 百万円、外国証券 1,268 百万円であります。

有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 8,496 百万円、株式等 46 百万円、外国証券 6,217 百万円であります。

有価証券評価損の内訳は、株式等 3,085 百万円、外国証券 901 百万円であります。

4. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は 163 百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は 58 百万円であります。

5. 利息及び配当金等収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	20 百万円
有価証券利息・配当金	153,940 百万円
貸付金利息	67,500 百万円
不動産賃貸料	21,133 百万円
その他利息配当金	3,218 百万円
計	245,814 百万円

6. 当中間期における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で 1 つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに 1 つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数	減 損 損 失 (百万円)		
		土 地	建 物	計
賃貸不動産等	1 件	32	167	200
遊休不動産等	1 件	2,516	10,680	13,196
合 計	2 件	2,549	10,847	13,397

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを 2.94%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いて算定しております。